

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
5月31日
(火曜日)

目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 救急病院の認定(医務課).....二
- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....二
- 土地改良事業施行の同意(農村整備課).....二
- 特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(建築指導課).....二
- 公告
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....三
- 土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定(農村整備課).....四
- 土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....四
- 換地計画書の縦覧(農村整備課).....四

山口県告示第三百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年五月三十一日

名 医	療 所	機 在	地 関	廃 止 年 月 日
			山口県知事	二 井 関 成



山口県済生会下関総合病院	下関市貴船町三丁目四番一号	平成一七、三、三一
石丸内科胃腸科医院	西入江町一番一七号	平成一七、四、三一
澤内科消化器科クリニック	防府市中央町九番六号	平成一七、三、三一
深川内科循環器科	佐波一丁目一四番二二号	平成一七、二、三一
みやもとクリニック	下松市大字河内二七五八の一	平成一七、九、三〇
小野田市立病院	小野田市大字東高泊一八六三の一	平成一七、三、二一
小野田市小児科休日急患診療所	一九四七の一	平成一七、三、二一
よしむら内科・胃腸科	柳井市南町七丁目一番三三号	平成一七、三、三一
中島医院	山陽小野田市日の出三丁目一五番一二号	平成一七、三、三一
上郷医院	吉敷郡小郡町大字下郷五〇の二	平成一七、四、三一
有限会社社力トウ薬局	山口市道祖町六番一三三号	平成一七、三、三一

山口県告示第三百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年五月三十一日

名 医	療 所	機 在	地 関	指 定 年 月 日
			山口県知事	二 井 関 成
山口県済生会下関総合病院	下関市安岡町八丁目五番一号	平成一七、四、三一		
松原医院	萩市大字須佐四四四五の一	平成一七、四、三一		
医療法人社団澤内科消化器科クリニック	防府市中央町九番六号	平成一七、三、三一		
深川内科循環器科	佐波一丁目一四番二二号	平成一七、二、三一		
医療法人社団みやもとクリニック	下松市大字河内二七五八の一	平成一七、九、三〇		

よしむら内科・胃腸科	柳井市南町七丁目二番三号	平成一七、四、	"
山陽小野田市立小野田市民病院	山陽小野田市大字東高泊一八六三の一	"	三、二二
山陽小野田市小児科休日急患診療所	"	"	"
中島医院	日の出三丁目一五番一二号	"	四、一
ハートクリニック新山口	吉敷郡小郡町大字下郷一七二六	"	"
阿知須歯科	" 阿知須町四八三九の二	"	"
カトウ薬局	山口市道祖町六番一三三	"	"
ひまわり薬局	" 金古曾町三番七号	"	五、
いとつ薬局	下松市美里町四丁目六番二四号	平成二一、一〇、二一	"
有限会社回生堂薬局	岩国市中津町一丁目二四番一四号	平成一七、四、	一

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	所在地	指定年月日
医療法人社団千葉クリニック	下関市豊田町大字中村六の一	訪問看護サービスフリーナース	下関市豊田町大字矢田四七〇の一	平成一七、四、一
山陽小野田市	山陽小野田市大字厚狭五〇三	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	" 三、二二

山口県告示第三百三十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年五月三十一日

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人米沢記念桑陽病院	防府市車塚町三番一〇号	平成二〇、五、一六
財団法人防府胃腸病センター	防府市車塚町三番一〇号	"
防府胃腸病院	防府市車塚町三番一〇号	"

山口県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年五月三十一日

土地改良区の名称	認可年月日
阿武郡田万川町上ノ原土地改良区	平成一七、五、二〇

山口県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町村が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十七年五月三十一日

市町村名	施行地区	事業の種類	同意年月日
山陽小野田市	冷泉地区	ため池の整備	平成一七、五、二〇

山口県告示第三百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十一第二項の規定により、山口県立美術館空調設備改修工事の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年五月三十一日

- 一 山口県立美術館空調設備改修工事
- (一) 工事場所 山口市亀山町地内
- (二) 工事の概要

構造及び規模	工事内容

鉄筋コンクリート造 地下二階、地上二階建
延べ面積 五、三二六平方メートル

空調調和設備改修工事一式

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十四年山口県告示第五百五十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年五月三十日まで国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知（平成十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合にあつては、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知）を行ったものうち直近のもの（以下「経営事項審査」という。）の管工事の総合評点又は総合評定値が千三百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の管工事の総合評点又は総合評定値が八百以上であること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年六月十日から同月十五日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年六月二十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―一三八三〇）にすること。



(三〇三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年五月三十一日から同年九月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープいずみ店

所在地 山口市泉町一五〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 生活協同組合コープやまぐち

住所 山口市大字下小鯖一〇九〇の一

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 有吉 政博

変更に係る事項	変	更	前	変	更	後
変更に係る事項						

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後一〇時	翌日の午前零時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後一〇時三〇分まで	午前九時から翌日の午前零時一五分まで
駐車場の自動車の出入口の数	四箇所	五箇所

四 届出年月日

平成十七年五月十六日

五 変更年月日

平成十七年六月一日

(三〇四) 土地改良事業の計画の変更の認可の申請に係る決定

次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年五月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

土地改良区の名称

施行地区

事業の種類

周南市長穂土地改良区

長穂東部地区

ほ場の整備

二 縦覧の期間

平成十七年六月一日から同月二十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(三〇五) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十七年五月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の名称
県営長沢地区ため池等整備事業
- 二 工事完了の時期
平成十七年三月十一日

(三〇六) 換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、玖珂郡美和町長野地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年五月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

玖珂郡美和町長野地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年六月一日から同月二十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

平成十七年五月三十一日印刷
平成十七年五月三十一日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）